

令和4年度 第2回 西宮市地域包括支援センター運営協議会 会議録

日時：令和5年2月7日(火曜)14時開会

場所：西宮市役所8階A813会議室

及びZoomミーティングルーム(オンライン会議)

出席者：北垣副委員長 宮田委員 藤田委員 鷹取委員 高瀬委員 馬場委員

前田委員 西川委員 清船委員 浅沼委員 豊川委員 中野委員

荒巻委員 加藤委員 坂本委員

事務局：西村福祉総括室長 胡重福祉部長 松本生活支援部長

大谷福祉のまちづくり課長 北出高齢介護課長 松田生活支援課長

議 事：(1) 権利擁護業務における外部評価の実施報告

(2) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務について

(3) 令和5年度包括的支援事業の実施方針について

会議録

○事務局

ただいまより令和4年度第2回西宮市地域包括支援センター運営協議会を開会します。

本日は、大変お忙しい中をご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

[事務局職員・欠席者報告]

本日の地域包括支援センター運営協議会は、委員総数19名のうち出席委員15名で、出席委員数が会議の開催要件である半数以上に達していますので、西宮市附属機関条例第3条第5項の規定により、当運営協議会が成立していることを報告します。

次に、資料の確認をお願いします。

[資料確認]

本日の傍聴希望者はおられません。

本日は、委員長が所用によりご欠席のため、代わって副委員長に議事進行をお願いしたいと思います。

○副委員長

委員長の代理という形で、残念ながら力不足ですが、議事進行が速やかにいきますように、ご協力をよろしくお願いします。

次第に沿って進めたいと思います。

次第Ⅰの「権利擁護業務における外部評価の実施報告」について事務局より説明をお願いします。

○事務局説明

○副委員長

地域包括支援センターの包括的支援事業の4つの柱のうちの一つの権利擁護に関する外部評価の実施報告でした。事務局から説明いただきましたが、何かご意見のある方は挙手していただけますか。なければ、こちらから指名したいと思います。

では、権利擁護業務として、財産を守ったり虐待から守ることに進められているのですが、まず、西宮市の権利擁護支援システム推進委員会のメンバーでもある●●委員、何かコメントをいただけますか。

○委員

この外部評価は、法律職と福祉職に分かれてそれぞれ独自に点数をつけていただいているのですが、一部で両者に関きがある項目があります。例えば問1の高齢者虐待に関して、法律職は5点と4点が7つずつと3点が1つですが、福祉職は3点が多い傾向があります。これは、恐らく見方が全く違うのだと思います。問13でも、法律職は5点が12個ついています。福祉職はやや低いです。問16もそういう傾向があります。そういう切り口から何か分析はされているのですか。

○事務局

単純に平均をとることは誤解を生じる場所ではありますが、分かりやすくするために平均点を出しています。ただ、一部の項目で両者には点数のばらつきがありました。この点については、法律職と福祉職というそれぞれ違う視点から見ていただいて評価しているところが影響していると考えています。ただ、具体的なご指摘になると、お2人とも共通しているところがありますので、共通している課題をまずはしっかりと押さえていくとともに、それぞれの専門的な視点から見えてきた課題を自分たちで考えていくことも必要になると考えています。

○委員

問16では、法律職は5点が13で4点が2なのに対して、福祉職はその逆になっています。指摘されている具体的なポイントはあまり変わっていないのですが、点数のつけ方の基準みたいなものがあり過ぎるのかなと思いました。

○事務局

この福祉職の方は、今、成年後見のところに深く関わられていますので、後見の方のサポートの点を重く見ているというところがあったかなと思いました。お話をしている中でも、後見人との連携をもっと進めてほしい、チームとなって行ってほしいと言われていましたので、そういう気持ちで、5点ではなく4点をつけられたのではないかと考えています。

○副委員長

低評価項目として成年後見制度の項目が常に挙がってきますが、このあたりが広がっていくのはかなり難しいようですね。かなり大きな力を入れていると思いますが、全国的にも必要数から見ると2%ぐらいしか成年後見制度は利用されていないという話です。

○委員

現状の制度ですと、「必要だからしましょう」とはなかなかすぐにはできないところがそもそもありますし、あとは、誰になってもらうかという問題もあります。そういったところから考えると、必要ではあるが、気軽に後見人をつけられないケースも中にはあって、そういうところがなかなか進まない要因なのかと思っています。

あとは、成年後見人をつけると万事解決するかというと、問題はそういうところではないというケースが往々にしてあります。そういう点で、成年後見人をつけさえすればいいと皆さんは思っていない面があるのではないかと思います。そういうことからそればかりを優先的にやるわけにはいかないところもあるという気がしています。

○副委員長

●●委員、実際に権利擁護支援センターで働いておられて、現場の声として、この報告やアンケートの内容も含めてコメントをいただければと思います。

○委員

権利擁護支援センターも権利擁護業務を取り扱っていますので、地域包括支援センターと権利擁護支援センターの業務や機能のすみ分けをどう考えればいいのかと思っています。今回は地域包括支援センターの外部評価ではありましたが、例えば取扱対応については、地域包括支援センターと市と権利擁護支援センターの3機関で行っていくところもありますので、私も興味深く読ませていただきました。

その中で、地域包括支援センターだけというよりも、3機関で協力して協議するようにと国から示されています。この評価者からも、通報からコアメンバー会議までに日数がかかり過ぎているという指摘がなされています。これを、なぜ時間がかかっているのか、時間がかかることによって弊害は起きていないかなど、評価項目だけではなく、虐待対応そのものの質問・評価をして改善へとつなげていかないといけないと思っています。これからそのような検討を3機関で行っていきたいと思います。

それと、成年後見制度については、やはり普及啓発の部分が低評価になっていますので、ここに力を入れていくべきであろうとは思いますが、普及啓発を地域包括支援センターと権利擁護支援センターがどのように機能を分担して行っていくか、また、その普及啓発によって出てきた相談に対してどのように機能分担して対応していくかという具体的な想定がありましたらお聞きしたいと思いました。

○副委員長

ケアマネジャーとして権利擁護業務に直接関わっておられる●●委員、お願いします。

○委員

センターの大きな柱のうちの権利擁護業務については、今のボリューム感では大変だという印象を改めて受けました。

現場レベルで連携するときに、困難事例への対応の部分がとてもいい評価になっています。これは、私の実感として一緒にやっているなど思えるので、よかったなと思っています。

[発言者なし]

○副委員長

事務局から何かありますか。

○事務局

補足ですが、確かに資源には非常に偏りがあって、一口にパーセンテージが高いからよろしくないとは言いがたいと思っています。また、ケアマネジャーも同様ですが、利用者に対して複数の事業所をまずご提案して、その中から利用者と家族が話し合っただけで体験もしながら選んでいただいていますので、結果的にそれがセンターの運営法人と同じ法人の選択になってしまうケースもあります。ですから、パーセンテージで出すとその数字が一人歩きしてしまうところはあると思いますが、そういうところを加味したとしても、特定に偏っているものではないという確認がしていけたらと思っています。

○副委員長

確認できたという流れでよろしいでしょうか。

○事務局

今の説明はサービスの話でしたが、承認いただきたい事項として、再委託については、これだけを見てよしあしが分かるものではないと思いますが、こういったところに再委託しているということが1点。それと、再委託の件数については、その時点で切り取っているの、新たな居宅介護支援事業所が増えたり減ったりというところはあると思いますが、一旦はこの事業所に引き続き再委託をセンターから行ってよいかというところの承認を得たいと思っています。

○副委員長

再委託に関してご意見、ご質問等はありませんか。

[発言者なし]

○副委員長

特になければ、委員の皆さん、ご承認いただいたとしてよろしいですか。

[「はい」の声あり]

○副委員長

それでは、承認したものとさせていただきます。

次に、次第Ⅲ「令和5年度包括的支援事業の実施方針について」の説明をお願いします。

○事務局説明

○副委員長

また指名させていただきますが、●●委員、いかがですか。

○委員

私ども西宮市社会福祉協議会（以下「社協」）は、地域福祉を進める団体ですので、センターとの連携が、地域内の高齢者を含めて、誰一人取り残さない見守り・支え合いとして重要

だと思しますので、令和5年度も引き続きよろしく申し上げます。

また、各センターでは地域診断をされていると思いますが、私どものほうでも、地域の活動者と地域診断を一緒に進めていく取組みを考えています。住民と一緒にすることによって、地域内のいろいろな社会資源をみんなで共有しながら、誰もが住みやすいまちづくりのために、いろいろなところと連携しながら進めていければと思いますので、よろしく申し上げます。

○委員

この方針を見まして、本当にセンターの行う業務は多岐にわたっていて、私ども訪問看護ステーションでも、日頃から困ったときはセンターに相談してと、連携をとって、助けていただいている現状があります。

ただ、虐待対応に関して、4ページにもあるように、支援困難事例も数が増えているように思います。それとともに、2025年がもう間もなくですが、介護予防に関することや認知症の利用者も非常に増加しています。「困ったときはセンターへ」と言ってはいますが、私たちサービス事業者も、権利擁護に関しては弱い部分があります。その点については学ばないといけないのですが、学びが中途半端になってなかなか前に進めないところもありますので、今後も継続して共に学べる機会をつくっていただいて、支援困難事例を早期に発見できるネットワークの中に私どもも入らせていただいて、サービス事業者も共に協力できればと思っています。

この方針に関しては賛同したいと思います。

○副委員長

サービスを行う側のご意見はいろいろ伺ったのですが、実際に支援を受けられる側のご意見として、●●委員、いかがですか。

○委員

権利擁護については、職員によってばらつきがあったりするのはもっともだと思います。センターの方は大変な業務を担っておられて、勉強するといっても、書面を読むだけで分かるものではありませんので、業務外である一定期間、研修する制度を年に2回ぐらい設けるとか、継続して専門家の話を聞く機会を持つなどをしないといけないと思うのです。私も、西宮市が主催する権利擁護の講座を受講させていただきましたが、本当に大学の授業のようで、表面的なことだけしか知らないです。

ただ、利用する側としては、非常に煩雑なこととお金もかかります。その中で、お金を取りたいからというわけではなく、ある程度はそういうトラブルはあると思います。そこに虐待的な行為があるかどうかという見極めは、家族の中でのことですから、第三者にとっては非常に難しいのではないかと常々感じています。難しいのですが、本当に必要な制度ですから、専門家だけが知識を得ていくのではなく、「将来的にこういうこともありかねないから知っておいてください」という市民に向けての啓発活動をNPOや市が一体になって行っていけるといいと思います。

○委員

この資料を送っていただいたときに、「よほど勉強しておかないとよく分からないな」と思

いました。権利擁護のことは非常に難しいですので、先ほどの●●委員のご意見に賛成です。

○副委員長

特にその他にご意見等はありませんか。

〔「はい」の声あり〕

○副委員長

それでは、次第Ⅲに関しても、特に修正等もないようですので、令和5年度の包括的支援事業の実施方針についてはご承認いただいたこととしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○副委員長

それでは、この次第Ⅲは全会一致で承認することとします。

以上で3項目についての議事は無事に終了しました。事務局にお返しします。

○事務局

今回は、今任期最後の会議になりますので、今期をもってご退任される副委員長からごあいさつをいただけますか。

○副委員長

地域包括支援センター云々ではなく、介護保険全体としてですが、2000年に始まってもう23年になります。我々医療側から見れば、医療にかかったお金の一部を介護に回すという形になることは国の方針だと思っています。結果としてやはり少し読み違いがありまして、65歳以上の第1号保険者が1.7倍になり、利用者も3.5倍に増えて、保険の費用もどんどんかかっているのが現状です。

その中で、皆さんもご存じのとおり、2025年に団塊の世代が後期高齢者になりますし、その先の2040年には団塊ジュニアが前期高齢者になりまして、どんどん高齢者が増えて、介護の必要性ではにっちもさっちもいかなくなります。その割に、生産年齢人口はどんどん減ってきますので、介護の現場に出られている方は実感されていると思いますが、とにかくマンパワーが足りない、なおかつ介護に従事する方の処遇が非常にまだ低い、この2点を何とかしないとどうしようもない状況になっています。

処遇改善は少しずつよくなってはいますが、正直言って先はまだ暗いですし、マンパワーに関しては、このご時世ですから、マンパワーの不足をICTを使って少しでも助けることができないかという流れはどうしようもなくなってくると思います。事業をやられている方に関しては、ICT、介護DXを導入することによるコストが高いとか、教えるのに手間がかかるとか、保守的な判断で要らないという古い考えの方もおられると思います。国としては、科学的な情報を厚生労働省がすぐにバックアップしてくれるいろいろなシステムをどんどんつくってきている時代になっています。ですから、金銭的なものは別として、少しでも負担を減らす意味では、医療もそうですし、介護もICTの導入は避けられないことだと思います。

これから、私ももうすぐ前期高齢者になりますが、どうなることかと思っています。

とりとめのないまとめで申し訳ありません。

●●委員、最後に何かありますか。

○委員

今お話があったように、マンパワーが足りない部分については、ICTが本当に重要になってくると思います。ですから、私は団塊ジュニアですので、自分たちが高齢者になったときにそういうものとどう向き合っていくのが重要になると思っています。ただ、今の高齢者の方は、スマホも上手に使われていまして、私の祖母の頃とは全然違う生活をしておられると思います。その時間の谷をどう私たちが上手に先取りして仕掛けていって、いい感じでウィン・ウインの関係でやっていけるかを今後模索していきたいと思っています。

○副委員長

事務局、最後にまとめをお願いします。

○事務局

副委員長をはじめ委員の皆様、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、今回で2年の任期が満了となりまして、一区切りとなります。

最後に、福祉総括室長よりごあいさつ申し上げます。

○福祉総括室長

本日も長時間にわたりご協議いただき、ありがとうございました。

今年度の運営協議会は今回が最後となります。また、委員の皆様におかれましては、今年度末をもって任期満了を迎えることとなります。委員の皆様には、これまでの2年間、貴重なご意見を賜り、まことにありがとうございました。この場をおかりいたしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本市におきましても、高齢化が進展しており、それに伴い、独居高齢世帯も増加が見られるとともに、様々な課題を抱えた高齢者やご家族からの相談が増加しています。これらの状況に対応するよう、第8期西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画において、地域包括支援センターの体制強化や質の強化を重点的な施策として位置づけてきました。近年では、複合的な課題を抱えた困難ケースも増加しており、今後も、高齢者福祉分野のみならず、他分野も含めた市関係部局及び関係機関が協力して包括的に連携して対応していく体制をつくってまいりたいと考えています。

これからも、介護保険事業計画の基本理念である「全ての高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせるまち」の実現のため、本協議会でちょうだいしたご意見を基本理念に反映していくとともに、地域包括支援センターの体制強化、機能の充実に引き続き努めてまいります。

結びになりましたが、委員の皆様のみならず、ご健勝を心よりお祈り申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局

それでは、本日はどうもありがとうございました。これをもって閉会いたします。

(午後 3 時05分 閉会)